

### 1 「暮らしのおたすけ隊」とは

複雑・多様化する消費者トラブルの未然防止、並びに食の安全のため、消費者センターと地域をつなぐ啓発活動をしていただく方です。



### 2 啓発活動の対象者

暮らしのおたすけ隊は、地域、職場、学校など啓発員の身近な場所で活動をしていただきます。

#### ○ あくまでも自分の身近な場所でOK！

次のような方や場所が対象です

(例) 友人・家族・親戚・よく話すご近所さん・

所属している町内会・参加している趣味のサークル



#### ✕ 普段のお付き合いがない人や団体は対象外！

次のような方は対象ではありません

(例) 親しくない近所の人・普段関わりのない団体



### 3 おたすけ隊になるには

**STEP1** 『暮らしのおたすけ隊養成講座』を決められた回数受講する

**養成講座は全5回／毎年1回開催（例年6月～7月頃）**

**※3回の受講が必要**

**STEP2** 登録申請書を提出する

**STEP3** 登録証の交付

**STEP4** いざ、活動スタート！

#### 『暮らしのおたすけ隊養成講座』内容例

- ◇消費生活啓発員としての活動に必要な知識を学ぶ  
(消費者センターの役割、足立区の消費生活相談の現状、トラブル事例、活動をするうえで知っておきたいこと)
  - ◇訪問販売・訪問購入の消費者トラブル事例と対処法
  - ◇終活に関する消費者トラブル事例と対処法
  - ◇インターネット決裁に関する消費者トラブルと対処法
- ※内容は、年度によって異なります。

## 4 実際にはどんな活動をするの？

具体的にどんな活動をするのか、例をご紹介します。



### 友人の話聞いて、消費者センターを紹介する

何気ない普段の会話の中で、くらしのおたすけ隊ならではの気づきがあるかもしれません。気付いたら、ぜひ消費者センターを紹介してください。

#### <気づきのポイント>

- ・ 家に屋根を無料で点検してくれる人が来た
- ・ お試しと思ってサプリを買ったら2回目が届いた
- ・ トイレが壊れて業者をよんだら高額請求された



### 居住している集合住宅の掲示板などに啓発紙を貼る・回覧する

ご自身の身近な生活圏で、消費者センター啓発紙の周知をさせてくれるところはありませんか？管理者と可能な範囲でお話をしてみてください。

#### <想定される場所や方法>

- ・ 集合住宅の掲示板に掲示する
- ・ 自治会などの回覧版で住民に回覧する
- ・ 仲の良い知人の経営する店先に啓発紙を置いてもらう



### 消費者教室(出前講座)を主催する・知り合いに紹介する

消費者センターでは、消費生活相談員が出張して講義をする消費者教室(出前講座)を行っています。ご自身が所属するグループやお仲間を集めての消費者教室を主催してみませんか？お知り合いにもご紹介ください。

#### <出前講座の開催要件>

- ・ おおむね10人以上の団体
- ・ 会場は主催者が用意(集会所、個人宅でもOK)
- ・ 開催希望日の1か月前までにお申し込み



### 消費者センターが実施する啓発イベントに参加する

消費者センターでは、各種イベントにおいて、区民向けに消費者トラブルの未然防止啓発を行っています。イベントの際に、一緒に啓発活動をしていただける方を「くらしのおたすけ便(不定期発行)」にて募集します。

#### <ご参加いただけるイベントの例>

- ・ くらしフェスタ(消費生活展) 主催：10月
- ・ A-f-e-s-t(区民まつり) ブース出展：10月
- ・ 舎人公園千本桜まつり ブース出展：3月



**無理なく、できる範囲で、楽しく活動してください。  
お問い合わせは、足立区消費者センターまで。**